

指定居宅介護支援事業所
シルバータウン大野台ケアセンター居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が開設するシルバータウン大野台ケアセンター居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、相模原市、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 シルバータウン大野台ケアセンター
(2) 所在地 相模原市南区大野台 5・19・15

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（介護支援専門員を兼務） 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤専従1名、常勤兼務1名）
介護支援専門員は、次のとおり、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ①在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等に定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- ②居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合には、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業所に勤務する介護支援専門員が行う指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

- 2 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
- 3 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。
- 4 居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- 5 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。
- 6 課題の分析について使用する方法は課題整理総括表等を用いる。
- 7 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、原則として少なくとも1か月に1回利用者宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）をする。モニタリングの結果については、その都度記録する。ただし、要件を遵守しテレビ電話等を活用したオンラインでのモニタリングを行う場合は、少なくとも2か月に1回利用者宅へ訪問する。
- 8 必要に応じサービス担当者会議を利用者の居宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 9 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の居宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 10 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は1km50円とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区、中央区の全域とする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第9条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束）

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化ための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、に周知徹底する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 5 身体的拘束等の適正化のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

（虐待の防止）

第11条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

（事故発生時の対応）

第12条 指定居宅介護支援の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（従業者の秘密の保持）

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者で

あつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情及び相談に対する体制)

第14条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 繼続研修 隨時

(その他)

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会、シルバータウン大野台ケアセンター施設長、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

平成13年2月1日一部改正する。

平成13年4月1日一部改正する。

平成14年4月1日一部改正する。

平成17年7月1日一部改正する。

平成19年8月1日一部改正する。

平成23年4月1日一部改正する。

平成24年1月1日一部改正する。

平成26年1月1日一部改正する。

平成28年1月1日一部改正する。

令和6年4月1日一部改正する。

**指定介護予防支援事業所
シルバータウン大野台ケアセンター居宅介護支援事業所 運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が開設するシルバータウン大野台ケアセンター居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、相模原市、相模原市、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 シルバータウン大野台ケアセンター
(2) 所在地 相模原市南区大野台 5・19・15

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（介護支援専門員を兼務） 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤兼務2名）
介護支援専門員は、次のとおり、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ①在宅で生活をしている要支援者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者からの依頼を受けて、利用する介護予防サービス等の種類や内容等に定めた計画（介護予防サービス計画）を作成する。
- ②介護予防サービス計画に基づき介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする（祝祭日を含む）
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、24時間電話対応可能。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。事業所に勤務する介護支援専門員が行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。

4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号第29条から31条）に従って実施する。

7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費はその実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は1km50円とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区、中央区の全域とする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第9条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化ための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、周知徹底する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 5 身体的拘束等の適正化のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待の防止)

第11条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第12条 指定居宅介護支援の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(従業者の秘密の保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情及び相談に対する体制)

第14条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設け

るものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6か月以内

(2) 継続研修 隨時

(その他)

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会、シルバータウン大野台ケアセンター施設長、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。